

苦情等事案3件(新規)の検討結果について

No.	局所	苦情内容等	検討結果
苦情	1 栃木	<p>高年齢雇用継続給付を申請し受給した。この給付により、既に受給している厚生年金の在職老齢年金が一部支給停止されることとなったが、この一部支給停止額が高年齢雇用継続給付額より多いことが判明したため、2回目以降の申請は行っていない。</p> <p>しかし、老齢厚生年金の一部支給停止が現在まで続いており、日本年金機構の説明では、一旦、高年齢雇用継続給付を受給し始めたら年金の支給停止は解除されないとのことであった。</p> <p>自分は既に高年齢雇用継続給付を受給する意思はないのに今後も年金の一部支給停止が続くことに納得できない。</p>	<p>高年齢雇用継続給付金を受給し続ける意思がないので在職老齢厚生年金の一部停止の解除を求めようとする本件申出人の主張は妥当と考えられることから、制度運用の具体的な実態をもう少し把握した上で本件申出のような意思表示があった場合に、その意思表示の段階で在職老齢年金の一部停止の解除を可能とする方向で、具体的な改善策について厚生労働省等と調整することとされた。</p>
	2 茨城	<p>平成22年に会社員の夫と離婚した。そのときは知らなかったが、しばらくして離婚後に厚生年金の分割制度があることを知ったので年金事務所で手続きをしようとしたが、厚生年金分割制度による請求期限である離婚後2年を過ぎていたので請求できないといわれた。</p> <p>この制度を知らないで分割を受けられない人が私以外にもいると思われるので、この制度や請求期限についてもっと周知してほしい。</p>	<p>年金事務所に対し離婚後の厚生年金分割制度を含め国民に知らせるべき情報に関し、その周知の仕方や工夫について意見を聴取するとともに、離婚のために必要な諸手続きを行う自治体窓口等における周知方法について実態調査をした上で、さらに工夫の余地がないか検討することとされた。</p>
委員意見	3 新潟	<p>日本郵便㈱の「レターパックプラス」は郵便ポストからの発送ができるが、差出口が小さいポストには投函できないため、投函できるポストを探すか、郵便局窓口に出かけていた。</p> <p>ところがその封筒の裏面を見ると集荷もしてもらえることが小さい文字で記載されていることが分かった。</p> <p>「レターパックプラス」の差出方法として集荷が選べることが容易に分かるように、表面にはっきり記載すべきである。</p>	<p>レターパックプラスの封筒の表示をみると、集荷も可能であることが分かりにくいので、利用者に対し集荷も可能であることが明確に分かるようにするためにどのような工夫ができるかについて、日本郵便㈱信越支社と調整することとされた。</p>